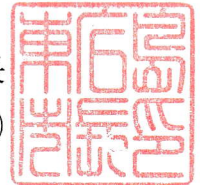


令和2年3月13日

ブランコの存続を願う会
代表者 三堤 暁子 様

東 広 島 市 長
(生活環境部地域づくり推進課)



児童館機能を有する施設「ブランコ」の存続を求める要望について（回答）

平素より、市行政につきましても格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和2年2月26日にお受けした要望につきまして、次のとおり回答します。

【要望要旨】

キッズプラザひがしひろしま内の施設「ブランコ」は西条地区唯一の児童館機能を有する施設として、市内の子育て世代の親や子(特に併設の子育て支援施設「ゆめもくば」の支援対象外年齢の3才から小学生までの児童)にとっての居場所、数少ない遊び場、情報取得の場などとして、なくてはならない施設として機能していました。2020年7月に行われる「ブランコの一部機能のゆめもくばへの移行」に伴うブランコの廃止に反対し、ブランコの存続、および以下の項目を強く要望します（署名添付あり）。

- 1 ブランコをゆめもくばとは場所を別にして存続させること
- 2 上記1が不可の場合、以下の3～6の項目をクリアした児童館施設を西条地区に新たに設けること
- 3 主に3歳児～小学生とその保護者が居場所、遊び場として利用できること
- 4 小学生は保護者の送迎のもとで放課後及び長期休みに利用したり、クラブ活動に参加したり出来ること
- 5 利用時間を17時までにする事
- 6 開放日を月曜日～土曜日（祝祭日は除く）とすること